

横浜事件 再審裁判を 支援する会



写真右・91年3月の最高裁棄却の後、第二次再審への手かかり（新証拠）を求める研究会での小林さん（91年11月8日、支援する会事務所）
写真左・96年11月6日、支援する会発足集会での小林さん（労音会館で）

小林英三郎さん逝去 事件被害者、「歴史の証人」 東京高裁へ「抗告理由書」提出

◆さる七月三〇日の横浜地裁・棄却決定に対し、請求人・弁護士は直ちに東京高裁へ即時抗告を行いました。九月五日、報告・抗告集会をひらき、参加者は再審実現を誓い合いました。

◆第一次再審の請求人であり、第二次再審の有力な支え手であった小林英三郎さんが亡くなりました（10月2日）。逝去が惜しまれてなりません。小林さんは一九三三（昭和八）年、東京大学文学部を卒業、文芸春秋社に入社後まもなく、当時非合法であった『赤旗』配布にかかわって検挙され、拷問、執行猶予つきの判決をうけて出所、そのあと人民戦線雑誌『大衆政治経済』の編集に参加したかどで再度検挙、再び執行猶予つきの判決をうけた後、青山鍼治氏

No.33
1996.11.20
（事務局）
〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

（第一次請求人）の紹介で改造社に入社、ここで横浜事件に遭遇、みたび検挙されました。この経歴が示すように、小林さんはおだやかな人柄ながら、不屈の闘志をもやしつづけた人でした。

第一次再審請求以来、原告団、弁護士、支援会事務局の会議に欠かさず参加、つねに冷静沈着な意見をのべておられました。七月三〇日の地裁決定に立ち会われた後、原稿（第32号、本号に掲載）の続きを執筆されたりしていましたが、八月二日、体調をくずし、池上中央病院に入院、肺炎を併発、逝去されました。享年八六歳。

温和な風貌と激することのない静かな人柄、それでいて鋭く的確な意見、強い意志——小林さんの存在は原告団、弁護士、支援会事務局の精神的支柱でありました。

心からの哀悼を捧げるとともに、再審を実現させ、ご遺志にこたえたいと思います。
（事務局・橋本）

11月は「会員更新」の月です

●ぜひ「更新」をお願いします！
●会費は個人10,000円です（詳細は8頁）。

▼支援する会も結成満10年をへて11年目に入ります。これからの正念場、ぜひ次年度会費を納入の上、続けてご支援をお願いします！

横浜地裁から 抗告理由書《要約紹介》 東京高裁へ

さる七月三〇日の横浜地裁による「棄却」決定に対し、請求人・弁護団はただちに即時抗告をしましたが、その後九月三〇日、東京高裁・第三刑事部宛て「抗告理由書」を提出しました。地裁のきわめて主観的な判定を正面から論破した力作ですが、長文ですので、ここでは要約・アレレンジして骨子をご紹介します。(文責・梅田)

占領下の異常な裁判

この再審請求は、日本の敗戦から一カ月、一九四五年九月一日に行われた裁判のやりなおしを求めたものです。敗戦直後の大混乱の中で開かれた法廷の様子を、そのときの弁護士・海野善吉弁護士が回想録『ある弁護士の歩み』(一九六八年、日本評論社)で語っています。

なお海野弁護士は戦前、横浜事件のほかにも人民戦線事件や企画院事件を担当、戦後は自由人権協会の初代理事長のほか日弁連会長などをつとめられた人権派弁護士です。

《実にこっけいな法廷です。検察官が起訴状を読みます。が事実の認否について、「そんなことはありません」とみんな断わってしまうと、八

裁判とはいえませんが。私もその点については大いに恥じるのですが、もっと堂々とやればよかったのです。(以下、略)

これが、八月三〇日、横浜に進駐したマッカーサーがすぐ近くの税関ビルに米太平洋軍総司令部を構え、つづいて九月二日には横浜沖のミズーリ号上で降伏文書の調印が行なわ

地裁決定の「核心」

今回の第二次再審請求で「新証拠」としたのは、雑誌『改造』に掲載された細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」でした。故小野康人氏の「犯罪事実」にこの細川論文を校正したことが挙げられているにもかかわらず、「証拠」として、このかんじんの論文が証拠欄に掲げられていなかったからです。

ところがこの点について、地裁決定は次のような判断を下しました。この決定の核心をなす部分です。

《原確定判決(注・敗戦直後の判決)の犯罪事実欄には(予審段階における)押収番号および(『改造』の)ページ数により細川論文が特定されており、右論文掲載の『改造』誌が

れた当時の、構内を米軍兵士が「剣付鉄砲でたがた回っている」(海野弁護士前掲書 横浜地裁での「裁判」の実態だったのです。

ところが、この異常な状況下での異常な裁判を、先の横浜地裁の決定は、正常な裁判であり、何ら問題はなかったと判定したのです。抗告理由書は、それへの反論です。

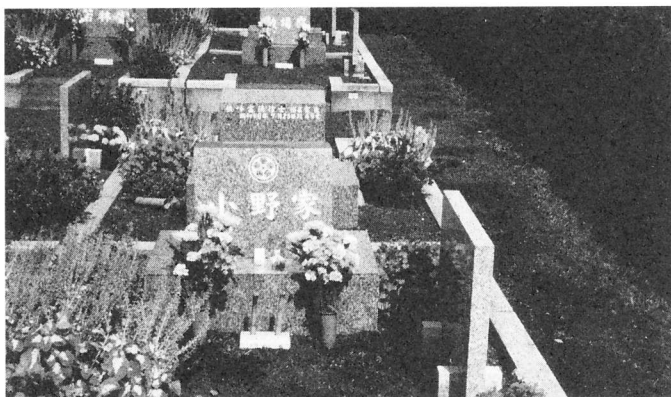
原確定審においても(予審から)引き継がれていたことは明らかである。そして、この論文が共產主義的啓蒙論文であるとの判断が原確定判決認定の犯罪事実の前提をなすものであるから、原確定審が、押収されていた右論文を取り調べることなく、すなわち、その内容を検討することなく判決をしたとはおよそ考えがたいところであり、原確定審はこれを取り調べた上で判決をしたと解するのが自然である。》

つまり、予審の段階で『改造』に押収番号がつけられており、ページ数も記載されているから、確定審でもこの論文を取り調べたと理解するのが「自然である」というのです。

しかし——これは当時の異常な事態を理解しない、主観的な判断ではないか、と弁護団は反論します。

並達夫裁判長が、「こういう調べを受けたね」という質問をします。「受けました」と答える。「調書では認めているようだね」、「それは認めなければならぬように、ぶんなくられたり、蹴とばされたりしたら、そうしたんです。それはそれでいいということ、結審です。ほくもなにをいったかよく覚えがないんですが、ただ「敗戦になった状態で、連合軍から占領されたということについては、一体なにが原因か。そういうことを阻止しようとしたのは、こういう人々なんだ」ということをいった覚えだけがあります。

——(インタビュアー) ずいぶん乱暴な裁判ですね。



小野 貞さん一周忌

▼昨年九月三〇日、第二次再審の途上で小野貞さんが亡くなられて一年。一周忌を迎える九月二八日、小野新一、信子さんに案内され、弁護団の大川先生と支援する会事務局の片岡、梅田の五名で墓前にお参りしました。

▼お墓は、小田急ロマンスカーで直行できる御殿場線・駿河小山からバスで二〇分ほど入った富士霊園にあります。幸い晴天に恵まれ、彼岸花の乱れ咲く坂を上ったところで、その名のとおり青い空に浮かぶ霊峰を仰ぎ見ることができました。

▼酒豪だった小野康人さんと貞さんの墓前でビールを飲み、思いを新たに、富士に見守られるお墓を後にしました。

証拠の『改造』は 焼却されていた

というのは、第一次再審の決定で、横浜地裁自身がこう述べているからです。——《当裁判所の事実取り調べの結果によれば、太平洋戦争が敗戦に終わった直後の米国軍の進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが窺われる。》

したがって、敗戦前年の予審段階ではたしかに『改造』は存在したろうが、敗戦直後の混乱期をへた原確定審の公判当日、それが現存していたかどうかは明らかではない。むしろ現存せず、だからこそ証拠欄に掲げることができなかったのではないかと、と弁護団は言うのです。

この「焼却」について、決定はまた、《仮にそのような事実があったとしても、現に係属中の事件記録まで焼却されたとは到底考えがたい》

と述べていました。

これについても弁護団は、《敗戦直後の異常な事態の下では、こと証拠物については、既決未決の区別なく焼却したことも十分考えられる状況であり、細川論文がすでに焼却されていた蓋然性も大きいのに、現に係属中の事件記録まで焼却されたとは「到底考えがたい」と判断するのは、そのような異常な事態を理解しない主観的判断であって、到底承服できない》と反論しました。

裁判姿勢を批判

ところで、今回の地裁決定の最大の特徴は、敗戦当時の「異常な状況」を「異常」としてとらえる想像力を決定的に欠いているという点です。

つまりそれは《いわば今日の裁判所における常識が、そのまま戦時下の裁判所においても常識として通用していたはずである、という思い込みを前提として、判決を書く以上は審理はなされたであろう、審理をした以上は本件で最も重要な証拠である細川論文を取り調べたであろう、そう考えるのが「自然である」と安易に想像しているにすぎない。》
こう指摘した上で弁護団は、冒頭

に紹介した海野弁護士の回想録を含む文献資料から当時の裁判状況を描き出し、このような《裁判所と弁護人との間で阿吽の呼吸による事実上の取引が成立している、という状況の下での「公判」は、まさにセレモニーの場に過ぎなかったのである》と結論づけたのです。

さらにその結語は痛烈です。

《原決定は、戦時下において異常な裁判がなされたのではないかと、という課題と取り組むのをごとさら回避し、当時の裁判所と現在の裁判所の常識とをア priori に同一視した上で、その主観的判断にもとづき弁護人らの主張を簡単に退けているが、このような裁判所の姿勢は、司法に對する国民の信頼を損なうものである。》

◎ 被告人（再審請求人）

小野 新一
小野 信子

◎ 右両名弁護人

日下部長作
山本 一郎
山本 祐子
三野研太郎
大川 隆司
小沢 弘子

遺稿

私の体験的治安維持法物語

②

未完

第一次再審請求人 小林 英三郎

（前号よりのつづき）

この緊急勅令は、翌一九二九（昭和四）年三月衆議院で事後承諾が行われることになったが、ただ一人これに反対し、反対演説を予定していた山本宣治代議士は、議会当日右翼の手で暗殺された。

特別高等警察部の設置

政府は一九二八年六月、前記治安維持法改悪の緊急勅令を公布したのに引き続き、七月一日全県警察部に特別高等警察部を設置した。これは一九一年の大逆事件を機として警視庁に特別高等課が設置されていたのを全国的に拡大したもので、更にその下の各警察署に特別高等課を設け、思想の取り締まり・弾圧の態勢を整備した。各警察の特高課には、特高（共産主義運動を中心として政治・思想運動の取締）の他、労働、内鮮（朝鮮人関係）、外事（外国人関係）などの各係がおかれ、一般の犯罪取り締まりとは独立した弾圧機関であった。一九三二年には警視庁の特別高等課は部に昇格された

が、この年は五・一五事件が起こり、共産党の関係ではコミンテルンの三二年テゼが発表されるなど、左右の運動の激化の見られた年で、特高機関の拡充はこうした情勢に対応したものであった。さらに裁判所には思想判事、検事局には思想検事というような専門の思想弾圧の担当者もおかれ、特高警察を駆使して、弾圧の機構は益々強化されるとともに、治安維持法適用の範囲も益々拡大されて行った。満州事件、日中戦争を経て、太平洋戦争へと国民の動員はこういう治安維持法体制の下で行われたのである。

検挙三回の経験

そういう情勢の中で、私も治安維持法による検挙を、横濱事件のときを含めて、三回経験した。そして、三回とも懲役二年（執行猶予三年）の判決を受けた。そのことをある席で話した所、思いがけないほどの興味をもたれた。治安維持法による検挙・逮捕の経験が何回もあるという例は数え切れな

いほどあるが、三回とも執行猶予というのは珍しいようである。私の場合、起訴されずに済んだとか、逆に実刑を受けたということがないのである。問題は、三回とも同じように執行猶予で、拘禁期間（警察未決と合わせて）もいずれも二年（横濱事件では一年半）と形はほぼ似ているが、中身が大分違う点である。

三回というのは、一九三三（昭和八）年七月、一九三六（昭和一一）年一二月、一九四四（昭和一九）年一月（横濱事件）であるが、最初ときは、捕まれば治安維持法に引っかけられても仕方がない（治安維持法を認めるかどうかは別として）という状況であった。二回目ときは合法的な形で仲間と研究所を作り雑誌を発行したのが、治安維持法違反に問われた。三回目は横濱事件で、これはご承知のようにはじめからのデッチあげである。前後一〇年ばかり経過しているが、中身のこれだけ違うものに同じような判決があったというのは（横濱事件の判

決は少し事情を異にする点があるが）、その一〇年の経過の間に治安維持法適用の範囲がいかに拡大されたかを示すものではないか。

転向手記の問題

治安維持法違反事件で、執行猶予の判決がおりるのは、たいいてい転向表明が裏付けになっていたようである。私の場合も三回共転向の手記を書いた。転向の問題については、また後で紙面の余裕があれば触れることにするが、私が初めて検挙された一九三三（昭和八）年には、佐野・鍋山の転向声明があつて世間を騒がせ、政府もいわゆる転向政策を採り、思想犯はなるべく転向させる方針を採るようになったからだと思うが、これも誤解を招きかねないのを承知で言えば、転向声明は一種の通過儀礼のよなものになつていた。今更の弁解のように採られても困るので、深くは触れないが、当時治安維持法で捕まった者の殆どが転向手記を書いたと思う。そしてその殆どが本気で

転向した訳でもなかったのである。警察でも裁判所でもむしろそのことは心得ていたと思える節がある。第一本気で転向していたのなら、三度も繰り返し同じような転向手記が書ける訳がない。しかしいずれにしても名譽な話ではないし、あまり私事に互ることを述べるのもどうかという気もするのだが、治安維持法とはどんな法律であったかの理解を得る一助にでもなればと、書き連ねる次第である。

執行猶予三回の経歴

私の執行猶予三回という経歴には、最初の検挙が大学を卒業した後、つまり学生の身分がなくなった後であったことと関係があるような気がする。当時でも一応大学の自治というようなことが言われていて、学生が捕まっても、起訴はせずに、処分を大学に任せるといったところがあった。私も学生時代だったら起訴猶予ぐらいで済んだかもしれないのである。

在学中に検挙されたかもしれない機会が一度あるのだが、偶然と言えるようなことで免れてそのまま卒業したのであった。

モツプルで活動

私は一九三〇（昭和五）年四月に東京大学文学部社会学科に入学し、同じ高校出身の仲間たちと読書会をもった

りしているうち、共産主義青年同盟に加盟した。当時共青の東大は学部・学科の線で組織されていて、私は社会学科の班に所属した。全学的にはかなりのメンバーがいたようで、かなり活発な活動をしていた。他にR・S、モツプル（赤色救援会、帝国主義反対同盟などの組織もあったが、結局共青の組織とダブルする形で、共青のメンバーが手分けしてそれぞれの組織の仕事を受け持った。私はモツプルの仕事を受け持ち、次第に学部代表から全学の班の責任者となり、モツプル東京市委員会中部地区のオルグと連絡を取って活動することになった。モツプルはそのころ次第に合法性を奪われ、半非合法的になっていて、私の仕事はその非合法の部分に属した。

そのころ東大に共産党の細胞が結成されたという話を聞いた。活動が活発になったことを示すものと言って良いと思うが、それだけ大学当局や警察の警戒・弾圧も強くなったと言える。その年の秋から冬にかけて多数の被検挙者を出した。

私の同郷の友人で医学部にいたU君も逮捕された。中学の一年後輩で下宿も近く、休暇には一緒に帰省するなど親しくしていたが、医学部の組織に属していたことはそれまで知らなかった。戦後信州の佐久病院で名を知られるようになった若月俊一氏も同じグル

ープだった。

U君は二九日の拘留で帰されてきた。そして私に「あんたの名前も時々出たよ」と知らせしてくれた。それで自分が警察に目を付けられていることの察しがついた。

下宿を移る

そのことは無関係なのだが、一二月最初に下宿を移った。それまで浅草の小島町にいたのを、大森の入新井に換ったのである。特別の理由もなかったが、多少そのほうが都合がよかった。下宿へは移転先を知らせずにおいたが、年末近く、何か用事でも起こっているかも、と立ち寄ってみると、下宿の主人が顔を見るなり、「先日警察の人が見えましたよ」と言った。どこの警察とも、何をしに、とも分からなかったが、多分東大の所轄の本富士警察だろうと推測した。

郷里の父からの手紙

しかしその後警察の沙汰もなく過ぎたが、二月になって郷里の父から手紙が来て、大学の学生部へ出頭するようにと言ってきた。手紙には大学学生部からの通達が同封されていた。それには「貴殿の令息の住所が不明なので至急当方へ連絡するよう手配された」というようなことが書いてあった。父は事情が分からないまま、慌てて手紙

をよこしたのだろう。仕方がないので翌日学生部に出掛けると、正面の机に学生部長が座っていて、「君が共産主義運動をやっているという話が耳に入るのだが、どうなんだ」と聞いた。当然のことに否認すると、「それではこれに署名出来るかね」と一枚の書類を広げた。見ると、将来共産主義運動に係わっていることが判明した場合に、どんな処分を受けても構いません、というような誓約書であった。私は署名して退去した。

推測だが、警察が来たとき移転先が分からず、大学に連絡してこのような処置をしたものだろう。私について、これ以上追及する根拠となるような事実をつかんでいなかったということかもしれない。ともかく、こんな状況で、三月に無事卒業することが出来た。前に、偶然と言えるような事情で、と言ったのは、こんな経緯を言ったのである。

ジャーナリストを志望

卒業すれば、一応就職することは考えていたが、有名な就職難時代であった。殊に文学部の掲示板にはこれという採用公告も多くは見られなかった。後で文芸春秋に偶然だが東大文学部出身者ばかり六人が採用されたとき、菊池寛に『文芸春秋』に連載していた「話の屑籠」という欄で「今度あたら



文芸春秋社時代の小林さんご一家（1946年2月）

しく社員六名を採用したが、皆文学部出身で、他に就職の当てもない連中だ」というように書かれたが、全くそのとおりであった。

もともと漠然とはジャーナリスト志望で、大学で社会学を選んだり、新聞研究室に入った理由の一つもそんなところがあつた。新聞社は一般公募のところが多く、機会も多かったので、幾つか入社試験を受けたが、どれも失敗

して、最後に文芸春秋が残った。当時出版社で公募式の試験をやったのは、文芸春秋が初めてであったかもしれない。

最初文章を提出して、その中から選ばれたものが、第二次の筆記試験を受けた。これはお茶の水の文化学院の講堂で行われたが、三五〇人くらいいたように思う。

そのうち更に面接試験をして、何人

か採用を決めるということだったが、結果を余り期待もせず日が過ぎた。ある日妹から手紙が転送されて来た。開けてみると文芸春秋の面接試験の通知であった。実は応募のとき住所を實際のところとせず、東京で別のところに住んでいた妹のところにしていたところである。慌てて内幸町の大阪ビルにあつた文芸春秋社に駆け付けると、面接試験はもう始まっていた。会場は地下

のレインボーグールの一室だつた。そつとドアを開けると、中央の大きなテーブルの向う側に菊池寛、佐佐木茂索、菅忠雄、斎藤龍太郎など数人の幹部が並び、こちら側に面接を受ける五人が並んでいた。私を入れると六人だつた。試験の内容については記憶が残っていないが、途中で菊池寛氏が、「この人は良いと思うよ」と言われたのを覚えてる。

文芸春秋に就職

結果は六人共採用ということであつた。社会学科で一緒だつた柳沢彦三郎、戦後に社長になつた池島信平、教育学科の江原謙三の諸君などいずれも東大文学部の出身者だつた。江原君は大学で共産青年同盟のメンバーだつたので、顔見知りだったが、知らないことにしていた。その後戦時中フィリピンに従軍し、敗戦後彼の地でなくなつた。

最初は月給五〇円で三人採用する予定だつたが、面接の結果六人にした、その代わり月給は二五円、不足を補うため、毎月三〇枚程度の原稿を書かせた、一枚五〇銭、計一五円ということだつた。

入社して「話」という雑誌の編集部配属された。その時々話題になつた問題を読物にして掲載するのが中心で、今の週刊誌に似ていると言えるか

もしれない。座談会という形式は菊池寛の発案と言われるが、「話」の創刊も発想は似ていたと言えるかもしれない。名士や有名人にインタビューをしてエピソードを聞き出し特集にしたこともあつた。私も逗子におられた尾崎學堂（行雄）氏をたずねて記事を作つたりした。

六月に入つて、囑託をしておられた難波英夫氏が、佐野・鍋山の転向宣言をもつてこられた。難波さんは、戦後国民救済会の会長などをして活躍されたが、三・一五事件の被告で、当時は文芸春秋の囑託をして、校正などをしておられた。転向宣言は特殊扱ひされ、『文芸春秋』に掲載されたが、蓋を明けてみると、『中央公論』にも『改造』にも掲載されていた。

活動を続ける

私は大学のときから引き続いてモツブル本部の仕事を手伝つていた。どういふポストか聞いてもいなかつたが、一〇部ばかりの『赤旗』をある人から受け取つて、次のポストへ渡すリポーターの仕事が主であつた。もちろん全部街頭連絡であつた。受け取つてから次に渡すまで何日かの間があるが、その間手元におくのは危険なので、近所に住んでいた知り合いの日大の学生に預つてもらふことにした。

七月に入つてその学生が、軍事教練

で富士の演習場へ行くので、しばらく預れないと言ったので、その間は手元におくことにした。

数日してその学生が、朝早く、帰って来たからと言ったので、一枚も『赤旗』を読みたいと言って、一枚もって帰った。それまでも毎号読ませていたのである。これは厳密に言えば規律違反かも知れないのだが、こちらも『赤旗』を預けたりしている以上、それくらいの信用はしてもいいだろうという気があったし、少しでも影響を広められればという気もあつたことだつた。

はじめて逮捕される

ところが、学生が帰って一時間もしないうちに、特高刑事二人に踏み込まれたのである。思いもかけぬことだつた。西神田警察だということだつたが、なぜ西神田警察なのか見当もつかなかった。それまで、もし警察が来るなら東大の所轄の本富士警察だろうとばかり思っていたのだ。

刑事たちは部屋に入るなり、「赤旗はどうした」と怒鳴った。そんなもの知らないというと、すぐ家捜しを始めて、押し入れの隅のほうに見付からないようにといちおう隠しておいた『赤旗』の包みを見付け出した。

この日が七月一〇日であつたことを良く覚えていた。それは、その翌日が

徴兵検査の予定日になっていて、その日の夜行列車で郷里へ帰ることになっていたからである。刑事にそのことを話すと、一笑に付して私を連行したのである。郷里では、私が何の連絡もなく帰らなかったの、大騒ぎしたらしい。当時理由もなく徴兵検査に欠席すると、徴兵忌避で罰せられたのである。私の場合は理由がなかった訳ではないので、どういう処置が取られたか知らないが、罰せられることはなかった。徴兵検査は二年後保釈されて受けた。

後で分かつたことだが、その日、日大の左翼グループが一斉検挙を受けたのだった。私が『赤旗』を預けた学生もそのグループに入っていて、私のところでも『赤旗』を受け取って帰つたところを逮捕され、『赤旗』の出所を追及されて、私の名前を言つたので、刑事はその足で私のところへやって来たのだった。その学生が左翼のメンバーになっていることを私は知らなかった。知っていれば、『赤旗』を預けたりはしなかつただろう。これは私の迂闊であつた。

『赤旗』を見付けた刑事たちは、思いがけない獲物にありついた猟師のようになり、私を拘束して連行した。手錠をかけた後、足に軽く縄をかけて、走れないようにした。

当時京浜急行の大森海岸駅から（今のJR）大森駅まで支線が入っていたのに乗って、品川から市電を乗り継いで、西神田警察（今は廃止されている）についた。どうして省線電車（今のJR）に乗らないのか、とちょっと不審に思ったが、省電は警察に対し無賃乗車券を発行していなかったかららしい。

取調べの様子

留置場には日大の連中が何人も留置されていた。それで段々様子も見当がついて来たのである。

私の取り調べには、西神田警察の特高刑事が当たつたが、狙いは『赤旗』の出所だつた。大学時代のことはある程度警察に分かっていると見当を付けていたので、その範囲のことをしゃべり、モップル本部の仕事を手伝って、ある人から『赤旗』をうけとって次の人に渡したというふうに説明した。当時黙秘権ということがあつたのかどうか、知りもしなかつたし、もちろん警察もそんな説明はしなかつた。『赤旗』を数部もっている事実だけは否認も出来なかつたし、余り頑張つて大物に見られても不利だという計算もはたらいだ。

取り調べの担当が、西神田署の特高だつたことが、多少都合が良かったらしい気がする。本富士警察だったら大

学時代のことをもつと追及されたかもしれないが、西神田署は所轄が違ったためか、殆ど追及されなかつた。また、警視庁の特高の手にかかったら、モップル本部の関係を厳しく追及されただろうが、それもなかつた。ともかく街頭連絡で『赤旗』の受け渡しをしたことだけは認めたので、街頭連絡の場所や相手の人相・風貌などを聞かれた。もちろん本場のことを言う訳には行かないので、適当な場所や人物を考えて答えると、刑事は「ここへ行って調べたらいい。当然何の成果も得られる訳はないので、その都度帰って来て怒つて拷問を加えた。」

〈未完〉

小林英三郎さんは本原稿の完成を心にかけてながら、去る十月二日に息を引きとられました。心よりご冥福をお祈りいたします。

〈事務局〉

追悼 永倉あい子さん

(支援する会)
 (事務局)

永倉あい子さんが、さる九月一七日、肺癌で永眠されました。享年七八歳。支援する会結成以来、事務局の一員として、熱心に活動されてきました。

一九四三(昭和一八)年五月、青森県から上京、中央公論社に入社、出版文化研究室に配属されました。ここで浅石晴世氏(横浜事件で獄死)と席を並べました。畑中繁雄編集長のもと、編集部が解体され、浅石氏も研究室勤務となりました。その浅石氏も、和田喜太郎氏(同じく獄死)も編集室から姿を消しました。当時の緊張と不安に包まれた編集室の雰囲気、永倉さんは本紙第三号に書いています(「編集室にもきた刑事たち」)。

一九四四年の中央公論社解散で退社、四六年の同社再建に当たって再



入社。『婦人公論』編集者として、活躍を開始しました。宮本百合子氏の発言を世に送るなど、女性解放をねがう女性ジャーナリストの先達となりました。のち『中公新書』編集長となり、教養ジャーナリズムの分野で数々の名著を誕生させました。

八四年の退職後、支援する会事務局に参加、すでに高齢に入っていたにもかかわらず、運動に献身された。浅石さんや和田さんへの思いがその活動の背後にあったように思われます。会議の連絡が多少遅れると、すぐ問い合わせをしてくるほどの熱心さでした。入院中、意識の濁におち入ったところ、付き添いの人が、横浜事件ということばを耳にしていることから、その思い入れのほどがしのべられます。

正義感が強く、真正直で、誠実なお人柄でした。心から哀悼を捧げます。(事務局・橋本進)

▼なお、永倉さんのご遺族・賀山幸子さん(実妹)より、このたび、多額のご寄付を頂戴いたしました。厚く感謝申し上げます。

カンパを寄せてくださった方々

- 〈5月〉伊藤千里 〈6月〉春名徹
- 鈴木龍治 石尾実 〈7月〉関原勇
- 鹿毛智 福田詢 小平克 若林しげ
- の大槻道夫 岩波芳組 天野あぐり
- 〈8月〉西尾瑜香 鴨原良平
- 近藤正巳 〈9月〉青山房子 外山
- 雄三 西常雄 上島佳子 〈10月〉
- 賀山幸子(故・永倉あい子さんの妹さん)

みなさまからのおたより

◇抗議の集いのご案内頂きましたが当月沖繩で仕事で出席できません。判決に怒りを持って抗議し、集会の成功を願っております。小野さんご兄妹の努力に心から敬意を表します。(橋祐典)

◇いつもニュースをお送り頂きありがとうございます。小野貞様が永眠されて早や八ヶ月とのこと、新しい墓地にご主人様ともども納骨され、さぞご家族もほっとされたことと思います。まだまだ事件の解決は遠いことと思いますが……。 (若林しげ)

◇お忙しい中をいろいろご案内くださり恐縮です。地裁決定もあり、大丈夫だろうかと案じております。九月の集まりには出席したいと思っ

います。どうにもならない時は当日の御資料などご面倒でも残して頂き、のちほど何かの手立てをして拝見したく思います。どうぞお大事なお過ごし下さい。(近藤正巳)

◆事務局より

▼支援する会の会員数は一〇月末現在で個人二六六名、団体二一です。この一月で一年目に入りましたが、年々少しずつ減少、発足当時の約半数となりました。そのため財政状況もきびしくなり頭を痛めております。

▼皆様もいろいろ大変と存じますが、郵便振替用紙を同封しますので、ぜひ会員更新と、また周囲の心ある方への呼びかけをどうぞお願いします。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル302
 横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641
 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」